

愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 217 号（諮問第 239 号）

件名：保健調査票等の不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

令和 4 年 8 月 9 日

2 原処分

令和 4 年 8 月 23 日（不開示（不存在）決定）

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、不存在を理由として不開示とした。

3 審査請求

令和 4 年 11 月 24 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 5 年 2 月 28 日

5 答申

令和 6 年 1 月 30 日

6 審議会の結論

教育委員会が、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

7 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

ただし、開示請求の対象となるものは保有個人情報であり、行政文書に記録されたものに限られるため、当該文書が存在することが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張から、本件請求対象保有個人情報の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求の内容を基本として、審査請求書及び実施機関が作成した弁明書も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、A 高等学校が、学校保健安全

法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）に基づき、毎年度 4 月頃に保護者に対して実施した保健調査の結果のうち審査請求人について記録した保健調査票及び A 高等学校への入学時に A 高等学校が審査請求人から取得した本人氏名などが記載される生徒個票であると認められる。

(3) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、行政文書については、愛知県教育委員会行政文書管理規程（平成 28 年教育委員会教育長訓令第 1 号。以下「規程」という。）第 56 条第 2 項、第 61 条、第 62 条及び第 84 条により、主務課長等が規程別表に定める行政文書保存期間区分基準に基づいて保存期間を定め、保存期間が満了したときは廃棄することとされており、本件請求対象保有個人情報については、上記規程別表の「その他の行政文書」として、A 高等学校の文書管理者が保存期間を 1 年未満と定めていたとのことである。そして、本件請求対象保有個人情報については、審査請求人が卒業することにより、審査請求人の個人情報を A 高等学校がこれ以上保有する必要がないため、審査請求人が卒業した直後の令和 2 年 4 月に廃棄済みであり、本件開示請求時点では保有していないとのことである。

イ 審査請求人は、児童・生徒指導個票は保存期間が 5 年間と定められており、令和 2 年 4 月に廃棄済とした根拠及び理由は誤りであると主張しているが、実施機関によれば、児童・生徒指導個票に相当する文書である特別指導票については特別な指導を行う必要のある生徒に対し、どのような指導を行うか等を明確にするため利用する文書であり、審査請求人は A 高等学校在籍時に当該文書の作成対象とならなかったとのことである。

ウ これらを踏まえ、当審議会において実施機関から提出された規程別表を確認し検討したところ、本件請求対象保有個人情報が廃棄済みであるとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

本件請求対象保有個人情報の存否については前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

- ・保健調査票等
- ・児童・生徒指導個票などの個票類を添付書類含めて請求します。A 高校在学中のもの全て